

平成29年度 生計困難者レスキュー事業

事例タイトル	相談内容及び対応
身寄りのない車中泊者の居住確保までの支援	内縁の妻が亡くなり住まいを追い出され、車中泊をしていたところ、北区役所に通報があり、レスキュー対応となる。所持金は、60円で収入は障害年金の11万円/月で今月に支給予定である。保障人不在のため自身での居住の確保が困難。ライトホームの空き室を利用し、食事の支援を継続的に行い、その間、熊本市北区役所、居住支援協議会、障がい者相談支援事業所で定期的に協議し、受診付き添いや、アパート探しを実施し6月退所される。
認知症初期の在宅生活管理再建支援	胸椎圧迫骨折により病院に入院していたが、入院するお金がないため、病院を自分で退院された。アルツハイマー型認知症が進行しており、金銭管理、生活管理が出来ず、自宅内はゴミ屋敷になっている。現在の所持金は数千円。預金無。厚生年金が11万円/月であり、生活保護は対象外。10月の年金支給までの食事の支援と、自宅の清掃費用、その後の生活支援が必要と判断し、レスキュー開始となる。9月、民生委員・児童員、地域住民の方、法人職員と一緒に自宅の清掃を行う。継続的な支援をするために、食事は「よってこかい」に来ていただき、弁当の支給を行う。10月年金が入り、レスキュー終了となる。その後、「よってこかい」にボランティアとして週数日来ていただく。
家出した30代姉妹の生活再建	西区在住の姉妹。3月まで母親と暮らしていたが、母親が亡くなった。同一敷地内に叔父とその妻、祖母が住んでいた。叔父から言葉によるDVを受けたという理由で、姉妹二人で家を出る。勤務先の近くである北区役所に相談。仕事は二人ともアルバイトで、収入は二人で15万円程度ある。妹の給料が10月に8万円程度入るので、それまで宿泊と食事の提供をしていただきたいたいという事でレスキュー開始となる。1日だけショートステイの一室で居住支援と、朝食の支援を実施。その後、北区役所で本人達を含めた会議を行い、そのままシェルターへ行かれることとなり、レスキュー終了となる。
同居の息子の精神症状悪化で自宅に帰れずホームレスになった事例	20代の息子の統合失調症の精神症状が悪化し、暴力を振るわれるため、自宅に帰れずホームレス状態となり、レスキュー開始となる。ライトホームの空き室で居住支援を行い、食事の支援を行う。息子に精神疾患があることから、息子が任意で入院する機会を待つも、受診されなかったため、シェルターに入居し、レスキュー終了となる。
精神疾患により就労ができず傷病手当受給までの支援	11月末日、精神疾患により仕事を退職。傷病手当で生活してきたが、2月に受給した傷病手当は家賃の滞納分の支払いに使ってしまい、所持金がなくなり、病院受診も出来なくなる。受診できない為、薬もなく、更には傷病手当の手続きも出来ない為、受診と食事の支援をしてほしいという事からレスキュー開始となる。2週間に1回、受診の付き添いを行い、傷病手当の手続き、食事の支援、滞納分の支払いなどの手伝いを行う。傷病手当受給によりレスキュー終了となる。
3世代家族の生活保護受給までの食事と居住支援	3世代（父70代、主40代、息子10代）親子世帯の方で、10か月間の家賃滞納があり、3月に強制退去となる。母親が入院しており、入院保険金、児童手当が入り、アパートが見つかるまで支援をして欲しいという理由からレスキュー開始となる。息子は児童相談所から児童福祉施設に入所となり、主と父はライトホームの空き室で居住の支援を行う。アパート探し、食事の支援、引っ越しの支援を行い、1週間程度でアパート入居へと至り、レスキュー終了となる。